

小値賀町議会第三回定例会
(第二日目)

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 德

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長	代表監査委員
山田	三浦	神川	巖充	谷良	西久	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇	中谷	井上
憲道	清敏	充也	良一	久之	一也	充司	勝信	敏章	裕司	泰三	一也	功也	喜隆	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十八年九月二十一日（木曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員・末永一朗議員）
- 第二 議案第五五号 平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）
- 第三 議案第五六号 平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第五七号 平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第五八号 平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第五九号 平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第六〇号 小値賀町監査委員選任の同意について
- 第八 議案第六一号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第九 議案第六二号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第十 議案第六三号 平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について

午前十時零分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、四番・浦 英明議員、五番・末永一朗議員を指名します。

日程第二、議案第五五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第五五号、小値賀町一般会計補正予算（第二号）について説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動・給与改定に伴う人件費の補正、地方交付税の額の確定による補正、小値賀小学校・小値賀中学校校舎の耐力度調査に伴う経費の計上、梅雨前線豪雨災害等による災害復旧費の計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億一千五百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億一千三百五十万円とするものでございます。

第二条・地方債の補正は、減税補てん債百十万円、農地及び農業用施設災害復旧事業債二千八百八十万円の追加及び臨時財政対策債の限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人を百九十六万三千円増額し、補正後の町民税の総額を五千三百八十三万四千元としております。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税及び二目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金

を九十五万八千円増額し、補正後の固定資産税の総額を六千八百五十万円としております。同じく三項・軽自動車税、一目・軽自動車税を十五万五千円減額し、補正後の軽自動車税の総額を六百八十五万七千円としております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金、一目・地方特例交付金を百二十六万六千円減額し、補正後の地方特例交付金の総額を二百七十三万四千円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税を八千六百七十六万円増額し、補正後の地方交付税の総額を十六億六千六百七十六万円としております。これは、前年度決算額に対して、一億八百七十八万七千円（六・一％）の減額でございます。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、五目・商工使用料三十万円の増額は、自然学塾村使用料でございます。補正後の使用料の総額を二千六百五十二万七千円としております。

十三款・国庫支出金、三項・委託金、二目・民生費委託金を四十万九千円増額し、補正後の委託金の総額を三百二十万五千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金、三目・衛生費県補助金三百二十五万円の増額は、漂流・漂着流木処理事業補助金でございます。同じく四目・農林水産業費県補助金を百五十八万三千円増額、同じく九目・災害復旧費県補助金五千六百万円の増額は、梅雨前線豪雨災害等による農地及び農業用施設の災害復旧費補助金でございます。補正後の県補助金の総額を二億三千二百二十四万七千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金十八万三千円の増額、同じく七目・教育費委託金三十五万円を増額し、補正後の委託金の総額を一千五百八十七万八千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金を四千万円減額、同じく八目・減債基金繰入金を四千六十二万三千円減額し、補正後の基金繰入金の総額を二億一千七百九十六万六千円としております。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金一千二百七十九万二千円の増額、同じく三目・介護保険事業特別会計繰入金二百九万九千円増額し、補正後の特別会計繰入金の総額を一千四百八十八万五千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入四百八十万五千円の増額は、小値賀空港ターミナルビル株式会社解散に伴う分配金百三十六万五千円、建物災害共済金二百万円、「宝くじ松」配布事業助成金百四十四万円でございます。補正後の雑入の総額を五千九百二十万八千円としております。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債六百七十万円の減額、同じく九目・災害復旧債二千八百八十万円を増額し、補正後の町債の総額を二億五千万円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を八十六万六千円増額し、補正後の議会費の総額を五千九百七十七万九千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費九十一万九千円の増額、同じく三目・財政管理費三万五千円の減額は人件費の補正、同じく五目・財産管理費を二百万円増額、同じく六目・企画費を二十三万円増額、同じく八目・空港費を三百四十四万八千円減額し、補正後の総務管理費の総額を三億一千九百六十八万一千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費十七万七千円の減額は、人件費の補正、同じく二目・賦課徴収費を三十一万六千円減額し、補正後の徴税費の総額を二千九百十六万九千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費を一萬九千円増額し、補正後の戸籍住民基本台帳費の総額を八百三十二万七千円としております。同じく四項・選挙費、七目・海区漁業調整委員会委員選挙費を新たに二十二万五千円計上し、補正後の選挙費の総額を百六十九万八千円としております。同じく五項・統計調査費、二目・国土調査費を十六万二千円減額し、補正後の統計調査費の総額を五千五百三十二万七千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費五百八十二万三千円の減額は、人件費の補正、同じく二目・国民年金事務費四十一万円の増額、同じく三目・老人福祉費三十五万八千円の増額、同じく四目・身体障害者福祉費を十一万七千円増額し、補正後の社会福祉総務費の総額を二億九千四百四十万三千円としております。同じく二項・児童福祉費、三目・児童福祉施設費七百八十三万五千円の減額は、人件費の補正が主なものでございまして、補正後の児童福祉施設費の総額を六千七百六十一万二千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費三百六十九万九千円の減額は、人件費の補正が主なものでございまして。同じく三目・環境衛生費六百五十万円の増額は、漂流・漂着流木処理事業に係る経費の計上でございまして、補正後の保健衛生費の総額を一億一千八百四十九万円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費十五万五千円の増額及び二目・し尿処理費九万五千円の減額は、人件費の補正でございまして、補正後の清掃費の総額を九千七百三十二万二千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費四十万六千円の増額、同じく二目・農業総務費二百七十九万七千円の増額、同じく三目・農業振興費二十八万五千円の減額は、地域就農塾研修委託料四十万円の増額、小値賀地区園芸部会運営費補助金九十二万九千円の減額が主なものでございます。同じく四目・畜産業費を二十二万円増額し、補正後の農業費の総額を一億九千七万六千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を二百八十万円増額し、補正後の林業費の総額を二千四百二十三万九千円としております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費二万九千円の減額、同じく二目・水産業振興費及び三目・水産施設費は財源の調整、同じく五目・漁港建設費を二十二万五千円減額し、補正後の水産業費の総額を二億一千二百七十八万一千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費は財源調整、同じく三目・観光費七十万六千円の増額、同じく四目・じげもん振興費百八十九万四千円を増額し、補正後の商工費の総額を四千六百三十二万二千元としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を七万円減額し、補正後の土木管理費の総額を一億一千七百四十二万一千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を三百十万円増額し、補正後の道路橋梁費の総額を一千三百七十一万九千円としております。同じく三項・住宅費、二目・住宅建設費は、旅費を十万六千円増額、需用費を四十一万円減額、役務費を三十四万四千円増額しております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費九百三十七万八千円の増額は、人件費の補正が主なものでございまして、補正後の教育総務費の総額を三千八百八十四万円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費七万六千円の増額、同じく二目・教育振興費十二万四千円の増額、同じく三目・学校建設費四百九十万円の増額は、校舎耐力度調査委託料でございまして、補正後の小値賀小学校費の総額を一千八百九万一千円としております。同じく三項・斑小學校費、一目・学校管理費二百八十二万二千円の増額は、小値賀小学校への統合に伴う閉校式関係の経費の計上でございまして、補正後の斑小學校費の総額を七百五十五万四千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、三目・学校建設費五百五十万円の計上は、校舎耐力度調査委託料でございまして、補正後の小値賀中学校費の総額を二百四十万二千元としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を百八十六万三千円減額し、補正後の幼稚園費の総額を二千四百三十四万四千円としております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費一万七千円の減額、同じく三目・総合センター費五十九万五千円の増額、同じく六目・図書館費三十七万円を増額し、補正後の社会教育費の総額を六千九百四十三万五

千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を四万一千円増額し、補正後の保健体育費の総額を二千二百二十九万一千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費、一目・農業用施設災害復旧費八千八百万円の増額は、七月から八月にかけての梅雨前線豪雨により被災した農地六十アール・十四箇所、農業用施設二十四箇所の復旧工事に要する経費の計上でございます。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は、財源調整でございます。

十三款・予備費を二万九千円減額し、補正後の予備費の総額を六百三十八万三千円としております。

以上、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

六番（松永勇治） 一項・町民税、一目・個人、一節・現年度課税分、均等割二十九万六千円が減額されておりますけれども、この中には住所を有しないもの、即ち、不在家屋に関わる減額が含まれているのか？あるとすれば、納税義務者数をお願いいたします。

そして、併せてこの『不在家屋』と一口に言いますけれども、これが均等割の中に幾ら含まれているのか？全体的に…。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

その中に、不在家主の分は十六件でございます。

この均等割の二十九万六千円の減額の主な要因は、当初予算を組む時に見込み間違いと言いますか、想像以上に多く予算を組んでいたために減額をしたということでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） いつも私はお尋ねしますけれども、今非常に小値賀町には不在家屋が多いと、皆出て行かれた家屋の空家が多いというところでございますけれども、この把握についての方法と、この均等割の中に含まれている全体の対象、何件あるのかお尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

不在家屋につきましては、リストアップを毎年行っておりまして、現場も見えております。それで、持ち主の方ですと、全然使われてない家屋につきましては、もう課税をしております。使用できる状態ですと、全然使われていないという家屋については現在課税をしております。

そういうふうな方向で、各地区をですね、不在家屋については現場を調査して課税をいたしております。

その均等割の中には、先ほど言いましたけれど、十六件課税分が含まれております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありますか。松永議員

六番（松永勇治） 不在家屋が十六件対象があつて、今度十六件減額するつちゆうことになるかと、ゼロになりますか？不在家屋の均等割が…。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） そしたら、先ほどの私の答弁がおかしかったと思えますけど、全体の中に十六件あるということで、この減額の中には不在家主の減額は含まれておりません。

失礼しました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありますか。

松永議員

六番（松永勇治） 二項、一目・固定資産税、一節・現年度課税分六千五百四十三万六千円の計上額は、平成十七年度調定から比べますとですね、七千七百七十四万円に対して収入済額が七千五百二十万二千円ですけれども、これに比べてですね、七十八万二千円増。

家屋・償却資産が三百二十三万八千円減と、相殺して六百六万六千円の減額の内容の説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

今年は三年に一度の評価替の年でございまして、地価下落による修正の分と、家屋につきましては、実際、もうほとんど家屋の倒壊状態になっているようなものは全部課税しないというふうな方向でやっております。減価償却につきましては、新しい機械・機材を購入している方があまりいなくて償却する分が多くなったというようなことで減額になっております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 家屋ですね、倒壊してこれはもうちよつと家屋としてあれしないという、はっきりしたものは解りますけども、この判断ですね、住民それぞれ家屋を持たれるわけですけど、それをですね、倒壊っちゅうのは、固定資産評価審査委員会を開いてこれは決定しているのか？

それとも、役場職員だけの判断で「これは課税できない」というようなことで落としているのか、その点お尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 家屋につきましてはですね、実際家屋として成し得ない、例えば壁がもうないと、そういうふうなものについては、こちらの方の判断で課税をしないということをしておりまして、固定資産評価審査委員会が一年に一ぺんあっておりますけども、その時にはもう『事後承諾』と言いますか、協議をするということじゃなくて報告だけにおさえております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・地方特例交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・地方交付税

松永議員

六番（松永勇治） 町長の行政報告の中で、地方交付税の確定に基づいて今回補正をとるということでございすけれども、地方交付税七月算定額に対しですね、今回の補正した後の金額がですね、その確定額に対する計上率をお尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 百分の計上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十四款・県支出金

松永議員

六番（松永勇治）

二項・県補助金の、三目・衛生費県補助金ですね、これで流木に対する補助金が三百二十五万円上がっておりますけれども、前、協議の中で経費の七〇％が交付されるというふうな話を聞いておりましたけれども、その歳出の方を単純に見ますと、約五〇％ということになりますけれども、行政報告の中で、「今申請中だ」というふうな話もあったようにすけれども、これは一応低めに見た補正をしているのか、その点お尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

国は、環境省が国土庁指定海岸等を除く一般海岸漂着分のみを災害復旧事業として処理するという話になっております。それ以外の、例えば、漂流分や漁港区域や農地、建設海岸保全区域等はその対象外ということで、県が補助事業として採択するという事になっており、現在、補正予算を県議会に上程しているところです。

そういうことで、正式な補助申請というのはまだ、行政報告ではそういうふうにご話したんですけれども、一応打合せという状況で、正式な補助申請をまだ上げておりません。そういうことで、一応打ち合わせの段階では全体の三割程度を国庫補助の、その災害復旧事業ということで、残りの七割を県の補助事業ということで、出そうということで打合せをしている状況です。

国の補助事業になりますと、補助率が二分の一で、その補助裏に對しましては特別交付税で措置をするというふうな話になっております。で、県の事業の場合は、本土が二分の一、離島については十分の七という話もあるんですが、まだ県の予算もちよつと不明確ですし、そういうところでは安全を見て二分の一ということ、概算で計上させていただいておるとこ

ろです。

よろしいでしょうか…。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十九款・諸収入

松永議員

六番（松永勇治） 雑入でございますけれども、建物災害共済金がですね、十七年度の決算を見ますと、二十七万七千二百九十二円ですね。小さいところまで言えば…。

今回二百万ということでございますけれども、この二百万円は財産管理費の方で、その他の財源として使われているようですけれども、ちよつとその差とですね、仕組みを説明して下さい。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷良一） この建物災害共済金につきましては、新しいターミナルに観光協会の事務室があるんですが、その後の方がですね、原因が不明なんですけど、ガラスにヒビが入りまして、その分の建物災害の共済金でございます。

そして、先ほど言われました、総務費の需用費の修繕料がそのガラスの修繕料でありまして、ほぼ百%を、建物災害共済金でもらわれるということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二十款・町債

松永議員

六番（松永勇治） 総務債についてお尋ねします。

第一点は、減税補てん債は税収が標準税収入を下回る場合に、その減額を補うために許可されている特例地方債であると思えますけれども、平成十五年度三百十万円、十六年度二百万円、十七年度百九十万円、本年度新たに今回百十万円計上してありますが、年々減額の理由と、二番目の、臨時財政対策債は、交付税の補正係数・人口等により出された係数により許

可されているようですけど、これも年々減額しております。

今回七百八十万円減額されまして、八千四百二十万円となりますけれども、この減額要因をお尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） ご承知のとおり、臨時財政対策債につきましてはですね、地方交付税の算定会議の時に振替分としてもらえる分でありまして、今回も同じような方向で算定に行きまして、その係数で金額が決まるわけなんですけども、その計算方法によって計算した結果がこういうふうな結果になっているということでございます。

それと、減税補てん債につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられましたとおりの、その主旨の起債でございます、これも算定方法がですね、決まっておりますのでその算定方法によって算定されたものでありますので、何が原因かと言いますと、税収が少なくなると減税する分も段々少なくなってくるということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） そうすると、臨時財政対策債のですね、その係数をずっと当てはめて人口に乘じたりとか何とかっちゃうのがありますけどね、その掛ける補正係数とかいろいろありますね、そういうものの点数が減ったということでございますか？それと、人口の減ということですか？

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます、一番大きな要因は人口の減による減額が主なものでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・総 務 費

横山議員

九番（横山弘藏） 二款・総務費の、五目・財産管理費の需用費で出ております、この二百万円の修繕料ですけども、ターミナルのガラスが割れている所の修理だと思えますけども、私も現場を見ましたけども、その原因ですね、今回は百%共済

から出るということで修理出来ると思うんですけども、原因が何か普通の割れ方じゃないような気がするんですけども、その辺はどのように見ているかご説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 先ほど、松永議員の質問で答弁しましたけど、原因が判らないということでもございましたけど、一応考えられる原因としましてはですね、七月二十九日にヒビが入っております、その時期は高温状態が続きました、あのガラスは曲がっているわけです。それで、そのガラスの目地が最大に圧縮されまして、ガラスに圧縮が加わり一点の弱い部分から破損したんではないのかというふうに考えておりますが、まあ原因は判りません。

そういうことで、先ほど言いましたけど、歳入と歳出がイコールということでもしておりますが、因みに参考としまして、もし、もう一回破損しても100%の保険は出るということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘藏） 予算にですね、大した影響はないと思うんですけども、100%共済から出るからですね。ただ、素人目で見ますね、あの部分は壁にもヒビが入ってよく雨も漏るそうですね。

だから、私が見る限り、何か基礎がちよつと、ひよとしたらまた同じような破損が生まれるんじゃないかというように気がするんですけども、管理する執行部としてですね、原因がある程度やっぱり調べとった方がいいんじゃないかと個人的に思っております。

大した出費じゃないけども、あれはひよつとしたら働いている人とか何かのあれで怪我する可能性があるような気がするんですね。その辺は十分注意をしてほしいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 今回、この議案が通過したらですね、修繕をする予定でおりますので、そのときに一応原因とか、いろいろ調べまして、そういうことがないようにしたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 二項・徴税費、二目・賦課徴収費のですね、八節・報償費、納税組合奨励金は、小値賀町納税組合補助

等交付規程に基づいて交付されていますが、三十三万円減額されておりますが、この理由は税額が下がった分についてのものかどうかお尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

その地区の税収につきましては、昨年度よりも下がっておりますとともにですね、金融機関による口座振替が段々浸透してきておりまして、その増えた分とですね、税収が減った分を合計しますと、大体これぐらいになるといってございませぬ。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 一項・農業費、三目・農業振興費の中で、十九節・補助金、小値賀地区園芸部会の補助金が減額になっておりますけれども、その要因をお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

小値賀地区園芸部会補助金が減額になっている理由ですけれども、園芸部会の活動費の中で、今年ブランド化の推進とか販路拡大、或いは宅配事業もやろうということ、化粧箱とか生産者シール、或いはPR活動、そういったものを園芸部会の活動の中で予定しておりましたけれども、県の補助金がつきまして、じげもん推進費の中で入ってきてます『ながさき食と農支援補助金』、この事業で今言った園芸部会の事業ができるということ、町の単独で補助した分を減額しまして、先ほど言いました事業は、『ながさき食と農』事業で取り上げるといって、この園芸部会の補助金が減額になっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘藏） 二項・林業費のですね、「宝くじ松」植栽整備事業。これは松を植えると思うんですけども、どこに植えるんでしょうか。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） 場所は、斑の灯台付近の田んぼよりですね。そこに植栽する予定にいたしております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

四番（浦 英明） 今の質問に関連してお尋ねしたいんですけども、斑のトネリということですけども、ここは以前、松が枯れたと、そこに植栽をするということですけども、大丈夫なのか。また、時期はいつ頃なのかお尋ねいたします。

と云うのがですね、最近では温暖化によりまして台風が大型化しております。先ほどの台風十三号ですね、フェリーターミナルビルの松の木が倒れたりとか、それから根こそぎ倒れたのが数十本見受けられました。

だから、そこら辺を注意して、もちろん防護柵かなんかをされるとは思います。そこら辺りも併せてお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

植える時期は二月の末から三月にかけて植栽する予定にいたしております。

それから、斑におきましては、特に風が心配されますけども、植栽する外側、要するに海側の方におきましては、泥を盛りまして風を避けるというふうな処置をとってですね、その泥を盛った根っこの方に、法尻の方に植栽すると、併せて風があっても倒れないような支柱ですね、取り付けの三角柱を付けて補強をして植栽する予定で、因みに植栽する本数は六十本の予定でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

三番（小辻隆治郎） 五款、三目の農業振興費のですね、九・十一にありますけど、長崎県地域就農塾推進の説明とですね、もう一つ、林業振興費のですね、十九節の『豊かな森』は今度はどこに植栽をするんでしょうか。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

まず一点目の、地域就農塾推進事業という事業は、今年度から長崎県で行われる事業でありまして、新規に就農する方々の円滑な就農を実現するために就農希望者を実践的な研修に当たらせるということで、例えば、担い手公社の二年間の研修を終えて実際に就農してもですね、技術的にまだ未熟であるということと、そこで町内でベテランの農家の方々ですね、例えば指導農業士とか、優秀な農業経営の方々はその新規希望者をつけてマンツーマンで指導してもらおうというような事業が今年長崎県の方で作られましたので、この事業に取り組むということとで予定いたしております。

それから、豊かな森づくり事業補助金というのは、当初に今年の事業を予定していたわけですけど、今回の補正につきましてはですね、空港のグリーンロードの桜が去年植栽しまして一応竹で補強をしているわけですけど、どうしても今回の台風でもですね、竹が揺すぶられて根が緩んだり、或いは途中で折れたりというふうな状況になっておりまして、以前からスギ・ヒノキの間抜材ですね、ガツチリ補強をしたいというふうな考えをしております、その分の経費を今回補正させていただいております。

それから、今年の豊かな森づくりの植栽箇所につきましては、今後、実行委員会の方々と協議して、場所については決めたということと、まだはつきりは決まっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・商 工 費

小 辻 議 員

三番（小辻隆治郎） 三目・観光費で、十三節・委託料ですけども、自然学塾村の管理委託料が八十四万の減。それから、プロデュース業務委託料が六十九万の増となっておりますけども、これの説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

自然学塾村につきましては、管理運営をながき島の自然学校にお願いしていただくのですが、九月一日から町の直営方式にいったん戻しますのです、その分の経費の調整でございまして、自然学校に委託していた経費についてがですね、三百万の十二分の五ヶ月分ということで、百二十五万円。

それから、新たに町の方で学塾村の管理人を採用いたしましたので、それが十三万円の七ヶ月分ということで、三百万か

ら差し引いた分が八十四万ということになります。

それから、プロデュース業務の委託料につきましては、自然学校の方で学塾村の利用促進のために営業に廻ったりとか、学塾村で出来るプログラムの開発、そういうものをしていただいておりますので、民泊と同様の、収入額の三〇％分を、そういった学塾村の利用促進の目的のために自然学校の方が経費を使っているというような部分から、六十九万円の委託料を今回補正させていただいております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

三番（小辻隆治郎） 二目の、十九節・補助金で、中高一貫教育補助金。最初は九十万の予定でしたけども、六十万減額になつてますけども、この理由をお願いします。

小辻議員

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 現在、中高一貫教育を推進している中で、町の方が当初九十万予算を計上しておりました。ただ、今年度も中高一貫教育は指定はしておりませんが、実際にやっております。で、この九十万の金額をそのまま補助するのではなくて、規模も多少、経費的なものも縮小のお願いをしております。

で、高校の方と協議をしまして、三分の一だけにして、残りの六十万は町の方へお返しを願うということで、三分の一だけの補助にさせていただいております。

これは、合同体育大会等でですね、使うようなものとか、それから中高一貫教育の各部会でいろんな資料の印刷とかございますので、そういう経費を三分の一だけは一応町の方でみているということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 二十二頁・二十三頁です。

二項・小値賀小学校費の、三目・学校建設費、十三節・委託料。校舎耐力度調査委託料四百九十万円。四項・小値賀中学

校費、三目・学校建設費、十三節・委託料、校舎耐力度調査委託料が五百五十万ですね。合わせて一千四十万円計上されておりますけれども、鉄筋コンクリート造りの耐用年数が六十年と言われているそうです。

そうすると、小学校が建築後三十五年、中学校が四十年というふうには、先ほど教育長に聞いたらそういうことでございませけれども、耐力度調査の結果ですね、要改築の対象とならなかった場合、調査費の無駄遣いになると思いますが、小学校は大丈夫というふうなことを以前から聞いております。これは小学校の方が三十五年で、中学校が四十年で、これも五年の差があるのになぜまだ若い方が耐力度調査の対象になるのかというのは、中に何かヒビが入ったりなんだろうと思うんですけども、もし、これが対象にならなかった場合ですね、無駄になると…。

こういうことを考えると、何も仕事はできませんけれども、学校建設をする前年度なりに耐力度調査をしても間に合うわけでございますので、中学校は別として両方ともなさるつちゆうことになると、もし、耐力度調査が要改築の対象にならないとした場合に、そのようなことについてどのようにお考えになつとるかお尋ねをいたします。

十一番（黒崎政美） 議長、休憩動議を提出します。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 —
午前 十時 五十分 —
— 再開 —
午前 十時 五十一分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

松永議員

六番（松永勇治） 私の質問にちよつと、小学校と中学校の耐用年数の間違いがあつたようでございますので、もう一度申し上げます。

ですから、小学校が三十五年、中学校が四十年つちゆうことで、中学校は大丈夫と聞いておりますけれども、耐力度調査の結果ですね、もし、対象にならなかつた場合に、調査の無駄になると思いますが、そのことについてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 —
午前 十時 五十三分 —
— 再開 —
午前 十時 五十三分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

教 育 長

教育長（巖 充也） ご質問の件です。

多分、中学校の校舎についてはですね、昭和四十年と四十一年の二カ年にわたって校舎を建設しております。小学校については、ご存知のとおり、昭和四十五年の三月と四十六年の三月の二期にわたって、これも同じように建設をしておると。このような状況です。

で、今まで私どもも県とか、関係の方といろいろご相談をしたり、ご意見を聴いたりした中で、中学校の建物については耐力度調査をした場合はですね、多分、危険校舎の範囲に入るだろうという、これは想定です。小学校も建築基準法の改正等が丁度小学校の建設の当時に行われてるようです。で、これもはっきり言えませんが、あくまでも今の法制度の中では国庫補助金の申請をする条件とすればですね、耐力度調査というものをした結果によって申請ができるという仕組みになっておりますので、この調査をしない限りにおいてはですね、補助金の申請そのものが非常に出来ないというような状況になるうかと思えます。

もう一つ、耐力度調査をした結果、小学校の建物が、例えば基準を上回って、まだ使えるというようなことも、これは想定ということでは考えられます。ただし、これもまた、想定範囲です。ね、やらない限りにおいてはその先へ進めないというのの一つでございます。

それから、耐力度調査をした結果、建物が大丈夫というようなことがあった場合はですね、今度はもう一つ耐震調査というのをしなければいけないと。これは国土交通省が作っている義務化の耐震調査というものが今度は入ってくるかと思われ

ます。

ですから、私ども今の範囲では専門家ではないんではつきり言えませんが、耐力度調査をした結果でないと次のステップに進めない。その結果によって次に進めるんじゃないかと。

それから、もう一つは、小学校の耐力度調査というのですね、調査そのものが無効になるわけではなくて、その調査は生きております。次のステップには、その調査そのものは生きておりますので、全然結果的に無駄になるかどうかという考え方はあるうかとは思いますが、その調査の結果はそのまま現存するというところでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今、教育長の説明によりますと、耐力度調査は生きるんだということでございますけど、もし、耐力度調査で要改築対象とならなかつた校舎については、また対象になつとるかどうかをもう一回同じことをやらんばいかんとでしよ？それと、耐震度調査つちゆうのはですね、私は最近、地震のためにいろいろな問題が起きとりますけども、そういうふうなことから生徒とか多数の人たちが出入りする所には特に旅館とか、そういうふうなあれがなされておりますけれども、そうした場合、耐震度調査と耐力度調査をですね、一本でいけるんじゃないかと私は思うんです。今後はですね…。耐力度調査もする、耐震度調査もするつちゆうことじゃなくて、今後調査をする場合にはですね、どつちかで出来るんじゃないかと、二つともする必要はないんじゃないかと思ひます。

そういうふうな場合にですね、今度耐力度調査をですね、もし、それが五千点以上であつた場合には、もう一回しなくてはならない、教育長の話ではそれをしとくと無駄にならないつちゆうことですが、これは無駄になるんじゃないですか？もし、耐力度調査が五千点以上の場合には…。そしてこの次する時には耐震度調査つちゆうことで、名目を変えてされると思ひますけれども、同じようなことを二回するようなことになるんじゃないかと…。

私はすることはですね、結構なんですよ。安心して生徒が学校に通えますから…。ですけどもね、小学校も中学校もいっぺんに建てるつちゆうことじゃないですから、年数から見ても三十五年ということであればですね、耐用年数が六十年というものであれば、そう急がなくても中学校は別として五千点以下になるんじゃないかというようなことは前から言われております。

ですから、これを急いでですね、耐力度調査を両方ともする必要があるのかということについてのお考えを聞いているわけです。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 急いでつていう点についてはですね、いろんな見方があろうかと思ひます。

一つは、やはり今の制度の中で、非常に小中学校の校舎そのものがですね、やはり危険度と言ひますか、安全度の確認というものがこれからは問われる分が出てまいります。

先ほど、おつしやいました小学校で、これは仮の話ですが、五千点を超えた場合に、再度、改築をする場合はですね、もう一回耐力度調査をする必要というのは出てくると思ひます。ただし、これはやってみなければ判らないことなので、私の

口からは今のところ言えませんが、今言った急ぐ云々という点についてはですね、やはり私どもは子供さんが使っている施設でございますので、そういう意味ではですね、そういう確認、安全な施設であるかどうかの確認ということを、まず早めに行いたいというのが一つと、それから、この調査をしてからでないかと、次の計画に進めないという点がございまして、これはその点を私どもも総合的に判断して、今回補正予算に計上をお願いしたという経緯でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 私はあくまでもいっぺんに建てるわけではありませんので、後で建てる分についてはその事前にも調査していいんじゃないかと。まあこれは耐力度調査になりますか、耐震度調査になりますか判りませんが、そのときにその制度によっていいんじゃないかと思えます。

ですけど、今、教育長の話では、鉄筋コンクリートですから、私どここがどがんなるか判らんし、これは子供のために安全を図るためにみてみようと、安全のために耐力度調査をしてみようということであれば、これ以上私は、もしものことがあったらですね、責任ですから…。「止めなさい。」とは言いません。解りました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 二目の事務局費で、職員給です。当初予算では一名で上がっていましたが、今回、二名になっております。その要因と、それから幼稚園費の中で、同じく職員三名、当初予算も三名ですけど、今回三名で百八十六万三千円の減額になっております。その理由をお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 事務局費につきましては、十八年度で定年退職者がおりました。その分を当初予算では計上しておりません。それで、四月に異動がございまして、その分を補充した分が事務局費の増でございます。

幼稚園につきましても、三月三十一日で定年ではありませんが、退職者が一人出てございまして、その分の異動関係の減でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘藏） 教育費、斑小学校費のところですけども、来年三月いっぱいまで小値賀小学校に統合されるということですが、残りあと半年あまりですけども、例えばですね、備品購入費の三十万、需用費ですね、これは閉校に伴う需用費

だと思っんですけども、この内訳についてですね、ちょっとどういうふうなあれでこれだけ経費がかかるのかですね。

そして備品なんかは、もう閉校間際にどういった備品を購入するのかですね、ご説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

この需用費につきましては、食糧費で閉校の記念式典の折の懇親会の経費です。それから、印刷製本費で、これは記念誌二千六百冊を作成するようにしております。それから閉校の記念看板代と、それからタイムカプセルですか、それを作るようにしております。

それから、この備品購入費ですけど、閉校にかかる何か形があるということで、『記念碑』を作りたいということで、その記念碑の経費を上げております。

以上です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 民生費の十六頁。児童福祉施設費の中に、備品購入費とあります。

これは、『生ごみ乾燥機』とありますけれども、どの程度の規模の生ごみ焼却機なのかお答え願います。

議長（近藤一輝） 保育所長

保育所長（中谷 功） お答えいたします。

四人から六人用の、家庭用生ごみ処理機一台の購入でございます。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 僅かな家庭用生ごみの処理機ということですが、二・三日前だったか、診療所に備品購入費で同じぐらいの金額があつて事務長に電話したところが、それには明細書いてませんでしたが、事務長のお答えですと、生ごみのあれだったということですが、七・八人の生ごみの処理つちゅうのを、どれだけの効果が生まれるのか。甚だ疑問ですね…。

だから、その効果について、私は大した効果はないと思うんだけど、その効果はどの程度みているわけですか？

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この生ごみ乾燥機につきましては、将来、焼却炉で生ごみをですね、燃やさないような方法をしたいと、そうしないと、今の焼却炉が何年持つかということ、いろいろと検討をいたしました。

その中で、生ごみをまず社協、それから特老、診療所、保育所というふうにして集めてですね、今、その生ごみで肥料が出来ております。

それで、いろいろ話す中で、生ごみをですね、ひとつ乾燥させた方がいいのではないかとということで、保育所と診療所の方にですね、家庭用よりもちよつと大きいですけど、それで乾燥させていたで、それでまた肥料を作っていたかと。で、両方とも一応作るべきじゃないかとということで、今回、保育所と診療所にですね、乾燥機を備え付けて今後できた分をですね、成果報告書を見てから、どちらにするかということでございまして、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） そういうことであればですね、もう備品として診療所とか保育所にやったら、もうそれぞれの備品なんですよね。テストケースでやるつちゅうなら、備品じゃなくして、住民課の方の、よく判らんけど、衛生費かな？衛生費で上げるべきじゃないかな…。そうなると、どこでも移動できるじゃないですか。

その点、住民課長どう思いますか？

これは備品で上げるべき品物じゃないですよ。町長の答弁だったら、絶対衛生費だと私は思いますけど、住民課長どう思

いますか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

先ほどの町長の答弁を、もう少し経過を説明いたしますと、平成十八年の六月から七月の約一ヶ月間、八百六十キログラムの生ごみを牛糞と混ぜて堆肥化した経緯がございます。その成分結果は、つい二日ほど前に届きまして牛糞の堆肥よりも非常に肥料成分が多いという結果が出ております。

それで、試験とは言いながら、一応診療所と保育所程度であれば、この乾燥機で何とか回せるのではないかと、大体一日に八キロから十キロ程度の生ごみでしたので、二キロ乾燥するのに二時間ぐらいかかるんですが、大体一日回せばその程度、まあ通常の状態であればですね、いけるんじゃないかということで、それぞれの施設に一応もう備品として備えたいというふうに考えております。

そして、小値賀町一円をこの乾燥機というふうにはとてもじゃないですけれども、難しいのではないかとこのように考えております。

そういうことで、生ごみで集めることと、この乾燥、或いは各家庭で乾燥なり堆肥まで仕上げるなり、分散型と集約型と両方から検討を重ねていって、生ごみ対策をもう少し研究したいと思っております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 「生ごみ対策でやろう」と言うなら、絶対備品でやるべきじゃないですよ！僅かな量でしょ？家庭用の乾燥機だというような答弁を先ほどももらいましたけど、本当に生ごみを堆肥化しようっちゅうなら、おかしいんじゃないですか？

診療所だって、十人や二十人でもないし、保育所だってそうでしょ…。

だから、将来、町長のおっしゃるように生ごみの処理が大変なことになるから、そんなら小値賀町のごみ処理をどうのこうのと言うなら、本当に生ごみを減らそう、軽減しようと言うなら、そういうちやちな事で備品とか何とかで上げるべきじゃなくして、そういうことであれば、もつと大型のやつもやつてもいいし、各担当の備品とか、何とかでやる品物じゃなくっちゃなかってすか？小値賀の生ごみを減らそうっちゅうなら、あっちこっちの備品とか何とかじゃなくして…。

そんなら、診療所事務長お伺いします。

ちよつとこれは答弁し難いと思いますが、貴方は備品でこれが「ほしい」と言いましたか？

九番（横山弘藏） 議長、休憩動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	十五分	—
—	再開	午前	十一時	二十三分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 黒崎議員さんがおっしゃられた「診療所自体がほしい。」って言われたんじゃないかというご質問だったんですが、実際一ヶ月間、生ごみを今まで出してきてですね、うちの方としては生ごみをそのまま出してもそうは手はかからないんです。

ただ、収集する側、処理をする側としては、やはり生ごみのままではなかなか処理がし難いと。だから、一応乾燥させた方が取り扱いがし易いっていうようなですね、町の考え方がありまして、じゃあ、そういうことであれば、うちの方の備品で買って乾燥させて出そうということで、うちの方の備品で買うということですよ。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 先ほど聞き漏らしましたが、二十四頁。十款・災害復旧費でございますけれども、まだ査定はあつていないということですけども、ここに掲げられている復旧費の八千八百万をですね、単純に財源内訳を見ますと、県補助金が五六百万円で、六三・六％、地方債が二千八百万円で、三二・七％、一般財源が三百二十万円で、三・七％になっております。

それで、採択率とですね、この補助金の補助率は私の考えではこれはまだ低いんじゃないかなと、大体災害復旧であれば八〇％ぐらいはあるんじゃないかなと、これは私の勘ですけども、これはまだ査定が終わっていないので、こういうふうな振り分けをしているのか。

そして、二千八百八十万円の起債を組まれておりますけれども、この起債はですね、元利償還について交付税措置があるの

かについてお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、まだ災害査定が実施されておりません。町長の行政報告で答弁しておりますけど、十一月に入ってからですね、災害査定が実施される予定です。

言われる補助率の件なんですけど、これはですね、補助率の増嵩は激甚災害に指定された場合にですね、補助率の増嵩申請をやります。今回の分につきましては、先日、九月八日にですね、激甚災害の指定が閣議決定されております。で、九月十二日から施行ということでございますね、補助率の増嵩申請ができる見込みでございます。

補助率の件なんですけど、言われるとおりですね、現在の補助率ではですね、農地が八百万に対して五〇%、施設が八千万に対して六五%、これは私の見込みで、まだ確定した数字ではありませんけど、農地についてがですね、九二〜九三%、施設につきましてが九六〜九七%になりやしないかと思っております。

その場合ですね、地方債が二百七十万、一般財源が三十万程度になろうと思っております。

起債の交付税算入ですけど、これは八〇%が交付税に算入される見込みでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第五五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立多数です。

したがって、議案第五五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第五六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第五六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ四千三百七十九万九千円を追加し、予算総額を四億九千七百八十九万三千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分四千三百三十四万七千円の減。二節・介護納付金分現年課税分八十七万円の減。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分

現年課税分二百四十四万円の増。二節・介護納付金分現年課税分十二万九千円の増。これは、平成十八年度国保運営協議会の答申を受け、六月の議会において税率が決定しておりますので、それによりそれぞれ算定しております。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、三目、一節・高額医療費共同事業負担金百五万三千円の増。これは、国保連合会からの拠出額決定通知書による増額でございます。一、二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、二節・特別調整交付金一千二百九十八万四千円の増。これは、健康管理事業・精神分医療給付費に対する交付金を申請に基づき計上しております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金百五万三千円の増。これは、国庫支出金と同様に、国保連合会からの拠出額決定通知書による増額でございます。二目・財政調整交付金、二節・特別調整交付金二百九十六万三千円の減。これは、保健事業・医療費適正化事業に対する交付金を申請に基づき計上しております。

第六款、一項、一目、一節・共同事業交付金四百二十一万二千円の増。これは、国保連合会からの拠出額決定通知書による増額でございます。二目、一節・保険財政共同安定化事業交付金三千五百九十三万七千円の増。これは、平成十八年度に医療制度改正において新設されたもので、一件三十万円以上の高額医療費の八万円を超える分を、各保険者からの拠出金で賄うこととなります。各保険者が一旦拠出をし、それを交付金として配分を受けることで、県内の保険者間の財政の安定を図ろうとする制度でございます。

第八款・繰入金、二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金七百四十九万二千円の増。これは、収支不足分を基金繰り入れるものでございます。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金、一節・前年度繰越金二千四百十二万一千円の増。二目・退職被保険者等繰越金、一節・前年度繰越金百五十五万八千円の増。前年度からの繰越金は、合わせて二千九百六十八万一千六百七十三円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、七節・賃金六十万一千円の増額は、レセプト整理に係る半年分の臨時雇賃金で、十二節・役員費、十三節・委託料との組み替えでございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費、これは歳入・第三款・国庫支出金の増額による財源の組み替えでございます。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金百六十三万五千円の減。二目・老人保健事務費拠出金八千円の増。いずれも、前々年度の老人医療費及び国保加入者数等が算出の基礎となるもので、これらの確定によるものごさいます。

第四款、一項、一目・介護納付金十万三千円の減。これにつきましても、前々年度の介護給付費が算出の基礎となるもので、これの確定によるものごさいます。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金四百二十一万二千円の増。二目・保険財政共同安定化事業拠出金三千五百九十三万七千円の増。これらは、それぞれ歳入の第六款・共同事業交付金として交付されるものと対比しております。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費六万一千円の減。これは、実績見込みによるものごさいます。二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費、これは、歳入・第三款・国庫支出金の増額による財源の組み替えでございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金四百六万八千円の増。二目・退職被保険者等償還金百五十五万九千円の増。これは、歳入・第三款及び第四款で交付された補助金を、平成十七年度の実績に基づき、超過して交付された分を返還するものごさいます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・共同事業交付金

松永議員

六番（松永勇治） 二目、これは新しい項目で上げられておりますけども、保険財政共同安定化事業交付金についてお尋ねをいたします。

一款、一項の国民健康保険税の確定に伴いまして保険税が四千六百四十八万八千円減額され、またこれを補う財源として今回新たにここに六款、一項の共同事業交付金、今お尋ねしております二目の保険財政共同安定化事業交付金三千五百九十三万七千円の計上。八款・繰入金、二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金を充てて保険税の減額に伴う調達がしてあるようにございます。私の考えではですね…。

それで、保険財政共同安定化事業交付金ですね、根拠、交付金の仕組みについてお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） この保険財政共同安定化事業交付金というのは、平成十八年度の医療制度改革で、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために新設された共同事業交付金で、三十万を超える医療費の八万円以上の部分を各保険者から拠出して、負担し合うことで国保財政の安定した運営を図る制度でございます。

今回の予算におきましては、歳入と歳出を同じように合わせておりますが、実際の、拠出金の割合は、過去二年間の医療費実績と、被保険者数割が半分半分で算定されるようになっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五七号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第五七号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千六百九十八万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億一千四百三十一万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第五款、一項、一目・繰越金、一節・前年度繰越金一千六百九十八万五千円の増。前年度からの繰越金は一千九百九十八万五千七百四十六円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第三款・諸支支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料四百九十九万三千円の増。これは、前年度医療費交付金の実績に基づくもので、支払基金、国、県へ返還するものでございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金一千二百七十九万二千円の増。これは、前年度の支払基金、国・県定率負担分の不足分を一般会計より繰り入れ、予算計上いたしておりましたので、その分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五七号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五七号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第五八号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第五八号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千八百八十四万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億二千四十五万二千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開き下さい。

第十二款、一項、一目・前年度繰越金、一節・前年度繰越金一千八百八十四万二千円の増。前年度からの繰越金は一千三百三十四万二千三百四十四円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、九節・旅費四万円の減。十九節・負担金補助及び交付金四万円の増。これは、旅費と旅費補助の節の組替計上でございます。

第六款・基金積立金、一項、一目、一節・基金積立金六十六万五千円の増は、介護保険剰余金を財政調整のために基金に積立てるものでございます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、一節・償還金九百八万六千円の増は、十七年度介護保険給付実績に伴い、国費・県費等の概算交付されたものを精算し、十八年度に償還するものでございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金二百九万一千円の増。これについても、十七年度介護保険給付実績に伴い、剰余分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十二款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五八号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五八号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十三分	—
—	再開	午後	一時	三十分	—

議長(近藤一輝) 再開します。

日程第六、議案第五九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(升水裕司) 議案第五九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で外来診療報酬の減収による変更と、平成十七年度の決算による前年度繰越金の変更、歳出で補助看採用による賃金、並びに医療機器の補修、空調設備工事に伴う増額補正が主なものでございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ一千二百二十七万五千円を増額し、補正後の総額を四億三千五百九十七万五千円とするものでございます。それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療報酬、二項・外来収入、三目・老人保健診療報酬収入を六百万円、四目・一部負担金二百二十万円をそれぞれ減額し、二項・外来収入の補正後の総額を三億三千六百一十一万円にいたすものです。これは、当初予算で前年度の実績と診療報酬減額改定分を加味して計上いたしておりましたが、四月からの四ヶ月間の老人保健診療報酬収入の実績を見ますと、当初見込みより四・九%の減収、一部負担金で六・四%の減収になっておりますので、今回それぞれ減額補正を行

うものです。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定しましたので一千八百三十七万円増額し、補正後の総額を二千八百三十七万円にいたしております。

六款・諸収入、二項、一目・雑入を二百十五万五千円増額し、二項・雑入の補正後の総額を四百二十五万四千円といたすものです。これは、ヘリカルCT装置の故障修理代が保険に該当したための保険金収入の計上です。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料、三節・職員手当、四節・共済費につきましては、給与改定等によるものでございます。七節・賃金二百三十二万七千円は、看護師の雇用期間延長によるものと、補助看護師の臨時雇二名分の増額でございます。八節・報償費百十七万円は、長崎医療支援センターの土・日の当直応援が、月一回から月二回の応援による増額でございます。十一節・需用費六十六万九千円は、庁舎屋根の雨漏り補修、水道管漏水補修、空調設備の修繕料でございます。十五節・工事請負費二百九十万円計上は、空調機の老朽化に伴い、現在のセントラル方式から各部屋毎の、個別式へ改修する費用でございます。十八節・備品購入費七万九千円は、厨房から出る生ごみを堆肥センターへ排出する際の、脱水乾燥させる機器の購入費用でございます。十九節・負担金、補助及び交付金七十六万八千円は、整形外来医師を上五島病院から招聘できるようになったことによります診療負担金十五万九千円の増額、及び職員の産休代替による上五島病院からの派遣に伴う臨床検査技師招聘負担金二十九万四千円の増額計上をいたしております。次に、医師招聘旅費補助十五万四千円は、支援センターによる土日当直応援分です。臨床検査技師招聘旅費補助は、上五島病院からの十四回の旅費を計上いたしております。二十三節・償還金、利子及び割引料百五十万円の計上は、入院における看護配置加算施設基準の取り違えにより過大な診療報酬を受けており、四月・五月・六月分を返還するものです。診療報酬決定後に誤りが判明したために返還という処理になっております。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千三百五十二千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十一節・需用費は、ヘリカルCT装置及びモニターに故障が発生し、その補修費に二百七十三万円と、その他の機器補修分としまして六十五万円を計上。十八節・備品購入費は、平成八年に購入しておりましたホルター心電計二十四時間計測の携帯用でございますが、一部で記録が出ない故障が起きております。正確なデータが必要となりますし、耐用年数も過ぎておりますので、今回急遽導入を計画いたしました。これらにより、一項・

医業費の補正後の総額を二億三千三百八十六万五千円といたしました。

以上、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・諸収入

松永議員

六番(松永勇治) 現時点では、給食収入と雑入の百二十二万九千円合わせて二百十四万九千円が計上されて、今、事務長の方から『保険金収入』ということ、二百十万五千円を今度追加したということですけど、もう少し詳しい内容をお願いいたします。

議長(近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長(升水裕司) C T スキャンのトランス部にですね、過剰な電源が流れまして故障が起きております。

それで、修理代に二百二十万五千円かかっております。それで、平成十七年度からですね、医療施設内包括保険というのかたっておりまして、二百二十万五千円のうち、十万円を保留いたしましたして二百十万五千円、これが保険金で入ってくるようになりましたので、それを雑入に計上いたしております。

議長(近藤一輝) 松永議員

六番(松永勇治) そうすると、百パーセント大体保険金が入るつちゆうことですが、十万円保留しとると、低めにみとるつちゆうことですね。

議長(近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） この保険の種類によりましてですね、免責金額という額が決められておりまして、私どもがかたっている保険がですね、免責金額というのが十萬あります。それで、二百二十萬五千円から十萬の免責金額を引いた二十萬五千円の保険がおけるといふ形です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

松永議員

六番（松永勇治） 先ほどの説明で、賃金二百三十二萬七千円の内訳として、補助看二名分と、それと今既定の補助看の賃金を今回追加しているということですが、二名分の補助看についてはですね、私が六月議会に指摘しておりました、入院患者の多くが高齢者で、夜勤の看護師一名ではどうも間に合っていないような気がいたします。私も何晩か泊まっておりますが、感じたことです。

そして、事故があつた場合を考えるとときに、二名体制を執るべきではないかと先に指摘しておりましたけれども、それに充てるようなことになっておりますか？二名体制を敷くということですか？

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 出来るだけ早急に二名体制にもっていききたいということで、今回も八月に募集の回覧を地区に回したんですけれども、一応そのときも『夜勤が出来る条件』というのを入れておりましたので、そういうことで今回採用ということ、賃金を計上させていただいております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医療費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六〇号、小値賀町監査委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（山田憲道） 議案第六〇号、小値賀町監査委員選任の同意についてご説明いたします。

井上氏には、二期八年間、熱心に頑張っていたいております。

皆さんご承知のとおり、人柄も良く、大変まじめで、適任と考えております。

再任をお願いしたいと思っておりますので、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

なお、任期は、平成十八年十月一日から平成二十二年九月三十日までと考えております。

よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第六〇号、小値賀町監査委員選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六〇号、小値賀町監査委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第八、議案第六一号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第六一号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてご説明いたします。

貞方委員が、本年九月末日をもって四年間の任期満了になります。

人柄につきましても、皆さんご承知のとおり、大変まじめで、教育にも熱心でございますので、適任と考えております。

再任をお願いしたいと思っておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。
なお、任期は、平成十八年十月一日から平成二十二年九月三十日までとなっております。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第六一号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六一号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第九、議案第六二号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第六二号、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

中村和雄氏は、土地・家屋の評価事務及び税務実務経験の豊富な方で、この固定資産評価審査委員会委員として、適任者だと思います。

同意いただきますと、中村和雄氏の任期は、平成十八年十月一日から平成二十一年九月三十日までとなります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第六二号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

おはかりします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六二号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定し

ました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	四十九分	—
—	再開	午後	一時	五十一分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第十、議案第六三号、平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第六三号、平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

平成十七年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計他六件の歳入歳出決算認定につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告を添えまして、ここに提案申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

審議の前に、代表監査委員であります井上委員がご出席ですので、決算審査の報告をお願いいたします。

代表監査委員（井上喜隆） 皆さん、こんにちは。

決算審査報告を前に、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、平成十年八月十日、監査委員をお受けしてから二期八年、微力ですが、町の財務及び経営管理に携わって参りました。元々、無能な人間ですから、大変その途中苦労いたしました。しかし、周りの方々に助けられ、その年々の監査目標も行政の積極的な対応もありまして、何とか達成できたものと思っております。

また、今回、三期目についてお話しがありました。私は早くから辞退を申し上げておりました。何事にも若返りが必要と思うからであります。

私は、退職後の人生設計を立てる中で、今まで郵便局にいらるんな行政、それから地域の人達に助けられました。その

恩返しは、一つ・二つはしなければいけないと心に決めておりました。

しかし、その条件も決めておりました。それは、その時点で七十歳を超えないこと。そして知力・体力・気力、そういうものが充実していることなんです。

今、何一つその条件を満たしていない現在、当町を取り巻く環境の厳しさを考えますと、不安でなりません。

このたび、議会におきまして、ご承認をいただきましたことにつきましては、感謝をいたさねばなりません。状況は八年前とは大きな違いがあります。

今の私の能力、また体力・気力が対応できるかどうか心配であります。

しかし、いろんな事情もあり、同意をいたしました。

これからも小値賀町のために、公平、また厳粛な態度で頑張る所存でございますので、今まで以上に皆様方のお力添えをお願い申し上げます。

それでは、平成十七年度決算審査報告をいたします。

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により、平成十八年七月十八日付で審査に付せられた平成十七年度小値賀町一般会計及び特別会計の決算、並びに同法第二百四十一条第五項の規定により、同日付で審査を求められた基金の運用状況について、その審査を終了し、平成十八年八月七日付で、町長に別紙のとおり、意見書を提出いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

第一章・総論でございますが、一．審査の対象として、(一)平成十七年度小値賀町一般会計歳入歳出決算書、(二)平成十七年度小値賀町特別会計(七会計)歳入歳出決算書、(三)基金の運用状況について。

以上、九件の案件を審査に付されましたので、平成十八年七月二十日から平成十八年八月一日までの間に、八日間審査いたしました。

二．審査の方法については、(一)決算の計数は正確であるか、(二)予算の執行は議決の趣旨に則り、正確かつ効率的におこなわれているかの三点に主眼をおき、決算書・関係諸帳票など証拠書類を点検、照合すると共に、財政の運営は全体として正しいものであったか検討し、関係各課より説明及び資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

三．決算の結果については、平成十七年度一般会計及び特別会計七会計の決算状況は次のとおりであり、その決算計数は

関係書類とも合致し、正確であり、全体的に適切であると認めました。

まず、平成十七年度小値賀町一般会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

財政運営において、実質収支比率は十五年度二・一％、十六年度二・三％、十七年度三・三％と安定してはいますが、経常収支比率は十六年度九〇・一％、十七年度九〇・〇％と高い比率となっています。また、公債費比率についても、十六年度に対し十七年度は、〇・一％増の、二一・三％と高い水準にあり、その動向には十分留意する必要があります。

歳入総額は、二十九億五千三百七十八万七千四百二十四円で、前年度に比べ一億三千四百二十三万五千二百一十一円、四・三％の減額であり、予算額二十九億二千六百四十万円に対する収入率は、百・九％であります。

収入未済額は、町税で百三十五万八千七百六十四円、使用料及び手数料で九十三万九千二百円、合計で二百二十九万七千九百六十四円となっております。

歳出総額は、二十八億八千六百五十九万六千五百一十一円で、前年度に比べ一億五千四百四十八万九千二百六十円、五・一％の減額、予算執行率は九八・六％であります。

歳入歳出差引残額は六千七百十九万一千二百七十三円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源九十八万円を差し引きますと、実質収支は六千六百二十一万一千二百七十三円であり、単年度収支は一千九百七十七万四千四十九円の黒字となっています。

続きまして、平成十七年度小値賀町特別会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

七特別会計の歳入総額は、二十二億九千一万六千三百五十七円で、前年度に比べ三億三千八百八万五千四百八十四円、二・九％の減額であり、予算額二十二億四千六百八十万円に対する収入率は、百一・九％であります。

歳出総額は二十一億九千七百一十七万五千七百七十七円で、前年度に比べ三億四千八百三十八万九百三十七円、一三・七％の減額であり、執行率は九七・五％で、九千八百九十四万四千六百円の剰余金となっております。

単年度収支について、黒字の会計及び金額は、国民健康保険事業一千六百七十二万五千八百七十二円、老人保健事業四百六十七万九千七百七十四円、介護保険事業四百一十一万八千七百二十二円に対し、赤字の会計は、簡易水道事業百八十六万五千八百十円、渡船事業百九万四千三百三十八円、診療所事業七百一十一万五千五百十九円、下水道事業三百四十三万三千四百四十八円となっております。全体では、一千二百二十四万五千三百三十三円の黒字となっております。

一般会計及び特別会計の歳入歳出については、ほぼ適正に執行がなされ、実施された事業も概ねその目的が達成されたも

のと認められました。

以上が、一般会計・特別会計の決算の概要でございます。

なお、第二章・各論については、意見書に記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、第三章・結語でございますが、平成十七年度の各会計の決算審査の結果は、ただ今申し述べたとおりであり、各会計並びに基金の運用状況については、計数に誤りは無く、証拠書類も整備され、会計処理は正確であることを認めました。

年ごとに厳しさを増してゆく財政状況の中で、健全な財政運営を堅持するため、各課の努力は十分認めるところであります。前記のとおり、経常収支比率・公債費比率はまだ高い水準にあり、財政の硬直化は依然として懸念されます。

一般会計・特別会計を合わせた実質収支額は、一億六千五百五十八万七千三百七十三円の黒字であります。さらに前年度実質収支一億三千三百三十六万一千三百七十一円を控除すると、単年度収支は三千七百七十九万四千五百二十二円の黒字決算となっております。

また、一般会計・特別会計を合わせた実質単年度収支については、三千九百九十四万四千九百九十九円の黒字となっております。未収については、一般会計の町税等で百三十五万八千七百六十四円、使用料及び手数料で九十三万九千二百円、国民健康保険事業特別会計の保険税で一千四百一十一万五千六百六十七円、簡易水道で五十九万四千五百六十円、診療所で三百一十六万四千四百四十円、下水道で十四万七千九百九十円となっております。十六年度と比較して四百四十九万七千七百七十八円の増で、大変憂慮すべきことであります。

納税者の納税意識の高揚に努め、税負担の公平性の観点からも、なお一層の徴収努力を望むものであります。

一般会計においては、十六年度と比較し、歳出面において、義務的経費では一千三十三万五千円、〇・七%の増額となっております。人件費で九十四万円の増額、扶助費で八十五万四千円の減額、公債費で一千二十四万九千円の増額となっております。公債費では償還分の元金二千八百七十九万九千二百二十五円の増、利子一千八百四十五万九千五百二十八円の減となっております。その他の経費では、補助費で一千三百七十七万七千円、積立金百四十二万円の増額となりましたが、物件費で四千八百四十九万六千円、維持補修費で七百四十四万一千円、投資出資貸付金で三百四十九万一千円、繰出金で七百六十四万四千円の減額となり、その他の経費全体では五千九百九十五万円の減額となっております。

行財政改革については、十六年度において人件費で、各種委員報酬・特別職給与の削減、その他物件費・補助費で、旅費

の実費支給、各種団体補助金の削減等の改革が実施されましたが、十七年度においても、行財政改革に積極的な取り組みが行われております。

内容は、人件費では、特別職給与の削減、一般職員の退職時特別昇給の廃止、昇給停止年齢の引き下げ、職員手当（特殊勤務・管理職手当）の引き下げ等の改革がなされ、また、十七年度の大きな取り組みとして幼稚園・保育所が統合され、三歳以上児の合同保育が十七年四月一日から実施されております。これにより、幼稚園の物件費等で、約四百万円の経費節減となり、全体的に行財政改革の努力が認められます。

今後とも、経費の節減はもとより、競争原理を生かした事業の健全化を心がけ、運営されることを望みます。

事業の実施状況では、農業・水産業の基盤整備、公営住宅の整備、簡易水道・下水道施設の整備など、様々な事業を実施しておりますが、厳しい財政状況の中、創意工夫を重ね、無駄を無くし、住民の生活福祉の向上のため、一層の努力を期待します。

基金については、全体で六百二十九万三千三百六十九円の積み立てを行った反面、五千三百九十三万四千円を取り崩している状況で、基金全体で四千七百九十万四千六百三十一円減少し、基金残高は十三億三千八百二十八万一千二百六十四円となっております。

今後とも、確実かつ効率的な運用と、特に積立金額については十分配慮されるよう望みます。

本町の財政は、公債費等の義務的経費に経常一般財源等を充当していく一方で、自主財源等が減少する厳しい財政状況の中で、本町の政策課題に対応するための経費を抑制せざるを得ない財政状況となってきたおり、財政構造の硬直化が更に進んでいることはご承知のとおりであります。

今後は、極めて低い自主財源の中で、本町の将来を自らの責任で、自ら決定できる自治体を目指すからには、予算規模や財源の多寡に拘わらず、取り巻く環境を考えて、生産性を高める努力と、特に重要なことは、住民との意思疎通を図り、本町の目指す方向を明確に示すことであります。

小値賀町の将来のため、更なる努力を期待いたしまして、平成十七年度決算報告を終わります。

議長（近藤一輝） これまで報告を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては

総合的なことにとどめおき願いたいと思います。

平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、全会計にわたり歳入歳出全般について、ご質疑願います。
質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 監査委員には大変ご苦労さまでございました。

また、もう一期やっていただくということで、ご自分の哲学から言っても、なかなか受けられない状況の中で、総合的にいろんなことをお考えいただいております。この前の四年間というものは、大変な四年間でございました。財政的にですね。その中で、立派にお務めを果たしていただいたというふうに思っております。そして、そのことがかなり当町の行財政改革に大きな影響を与えたということも確かだというふうに判断をしております。しかも、今までの四年間が厳しい四年間でありますが、実は「今まで」と言いますか、この前の四年間というものは、最も厳しい状況に入ると、しかも大きい変化が起こって来る、

財政的にですね。そういう期に入るわけでありまして、その中におきましては、誰でも務まるという状況にはないということをおもいますので、井上代表監査委員さんがまた引き受けていただいたことに対しては大変ありがたく思っております。

さて、前置きはその辺にいたしまして、一つだけお伺いをいたします。

歳出のところ、不用額のところですが、監査委員の『意見書』の中の、二十六頁であります。

十六年度と十七年度の数字の比較が出ておりますが、支出済額のところ、十六年度より十七年度は九五%ということ、若干低い額になっております。一方、不用額を見ますと、これが十六年度から比べますと、十七年度は六七%になっております。予算の規模が小さくなれば、他のものも同じように小さくなることはまず基本的に考えられることですが、パーセンテージを見ますと、全体的な予算が九五%減るところの中で、不用額は六七%になっているということは、かなりの減り方だというふうに思います。

で、これは、一つ考えられることは、決算の審査の中で、我々がかなり不用額のことについて随分指摘をいたしました。勿論、監査の方でもそういうのはあったということも聞いておりますけれども、そういう中で、不用額というものについて、執行部がかなり神経を使ってきたのかなというふうに私なりに判断をしておりますが、監査委員さんの立場から、監査をし

てみてですね、これは一つに悪い方に捉えるとすれば、監査委員や議会がうるさいから、「不用額出さんように徹底的使え」というふうになったとすりゃあ、これはまた問題であります。内容は監査をしてみても全体的にはどのようなように言えるのか。或いは、一部にそういう部分もあったのか、ないのか。全体的にはそういうプラスの方向で、徹底的に不用額というものに神経を使って執行してきた結果がここに出てくるのかということについて、監査委員さんの所見を伺いたいというふうに思います。

議長（近藤一輝） 井上代表監査委員

代表監査委員（井上喜隆） 今、立石議員さんがおっしゃるとおりだと思います。

常々からですね、やはり監査の折、特に決算審査の折は、当然それが中心になってます。それと、議会でも昨年からの決算の特別委員会があつてますけども、その折にでも、昨年など大変厳しい指摘もあつたと思います。補正した額以上の不用額が残っていたと。その点につきましてもですね、今年度はそれを中心に審査をしたつもりです。

しかし、おっしゃるようになりますね、職員の意識、またその各課の意識も随分と変わってきたと思つてます。随分とその辺は、「喧し言われるから減らす」、そういう状況ではないように私は思いました。真剣にその事業を取り組んだ結果、こういうことになった。だから、例えば、不用額が出そうなきには事前には減額補正するとか、そういうことには十分心がけているような雰囲気でありました。そういうふうには私は受け取っておりますが…。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

議案第六三号は、この際、議長を除く十一人の委員で構成する『決算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、九月二十六日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、議長を除く十一人の委員で構成する『決算特別

委員会』を設置し、これに付託して、九月二十六日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。
おはかりします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、黒崎政美議員、立石隆教議員、横山弘藏議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、松永勇治議員、末永一朗議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	十九分	—
—	再開	午後	二時	十九分	—

議長(近藤一輝) 再開します。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に横山弘藏議員、副委員長に土川重佳議員、以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月二十二日から二十七日まで休会とします。

九月二十八日は、午前十時より開議します。

なお、九月二十五日、二十六日は決算特別委員会となっておりますので、よろしく願います。

— 午後 二時 二十分 散会 —